

長野工業高等専門学校入試広報室規則

制 定 令和4年8月1日

最終改正 令和7年12月9日

(趣旨)

第1条 この規則は、長野工業高等専門学校（以下「本校」という。）内部組織規則第15条第2項の規定に基づき、本校入試広報室（以下「室」という。）の組織及び運営等に関し必要な事項を定める。

(業務)

第2条 室は、次に掲げる業務を行う。

- 一 一日体験入学の実施に関する事。
- 二 進学説明会の実施に関する事。
- 三 入試広報に係る中学校への訪問に関する事。
- 四 学校見学の対応に関する事。
- 五 所掌する業務の自己点検・評価に関する事。
- 六 その他入試広報に関する事。

(組織)

第3条 室は、次に掲げる室員をもって組織する。

- 一 室長
- 二 各系及びリベラルアーツ教育院教員 各1名
- 三 学生課長
- 四 その他校長が必要と認める者

2 前項第四号に規定する室員は、校長が指名する。

(任期)

第4条 前条第1項の室員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(室長及び会議の招集等)

第5条 室に室長を置き、本校教員の教授又は准教授の中から、校長が指名する。

- 2 室長は、必要に応じて会議を招集し、その議長となる。
- 3 室長に事故あるときは、あらかじめ室長が指名した室員がその職務を代行する。
- 4 室員は、室長を補佐し、室の業務に従事する。

(室員以外の者の出席)

第6条 室長は、必要あると認めたときは、第3条に規定する室員以外の者を会議に

出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 室の庶務は、学生課において処理する。

(雑則)

第8条 室の業務及び運営に関し、重要な事項については、本校執行会議の議を経なければならない。

2 この規則に定めるもののほか、室の業務及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (令和4年8月1日 制定)

1 この規則は、令和4年8月1日から施行し、令和4年6月1日から適用する

2 この規則の実施後、最初に任命される第3条第1項の室員の任期は、第4条の規定にかかわらず令和5年3月31日までとする。

附 則 (令和7年5月29日 一部改正)

この規則は、令和7年5月29日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

附 則 (令和7年12月9日 一部改正)

この規則は、令和7年12月9日から施行する。